

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
58	母子保健法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付等に関する事務 全項目評価書(システム標準化移行後)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、母子保健法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年1月20日

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付等に関する事務
②事務の内容 ※	母子保健法は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。(母子保健法第一条) 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。(母子保健法第五条) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は次のとおりである 1 母子健康手帳の交付に関する事務 妊娠届の受理及び審査、母子健康手帳の交付を行い、妊娠中の経過や出生後の子供の発育や発達等の記録の管理・保管に関する業務を行う。 2 新生児等の訪問指導や健康診査等に関する事務 妊産婦の訪問指導の実施又は診察の勧奨、低体重児の届出の受理又は審査、未熟児の訪問指導の実施、健康診査の実施及び勧奨、新生児の訪問指導に関する事務を行う。 3 母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務 保健指導に関する事務を行う。 4 母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 母子保健法第二十二条第一号から五号で定める事務 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務＞ ・情報連携のため、本市市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータル等を介して問診票情報の入力、受診券情報、健診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、健診時に、従来の紙の問診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された医療機関用アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、健診会場において住民が事前に入力した問診票情報、受診券情報及び健診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・自治体は、健診時に入力された問診票情報、健診結果の取得及び住民への通知が可能となる。
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	1 妊娠・出生管理機能 妊娠届出や出生連絡票等の管理を行う機能。 2 健診管理機能 妊婦健診・乳幼児健診等の対象者抽出、通知の発送、及び健診結果の管理を行う機能。 3 相談管理機能 相談結果の管理等を行う機能。 4 教育関連管理機能 両親学級、妊婦教育等の受付、結果入力等を行うもの。 5 統計抽出機能 各種統計資料の作成を行うもの。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム2	
①システムの名称	システム連携基盤
②システムの機能	1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 4 情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 5 既存システム連携機能 各業務システム及び中間サーバーと接続し、システム間での情報連携を行う。 6 職員認証・権限管理機能 システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 （ 中間サーバ、各業務システム ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、システム連携基盤等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※1）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （※1）セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は個人番号を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと各システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム4	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 申請管理システム ）

システム5	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	1 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 2 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 3 シリアル番号による申請者特定 申請ZIPの電子署名検証結果データにあるシリアル番号を基にシステム連携基盤から宛名番号を取得し、データベース等に格納する機能 4 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 5 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (システム連携基盤)
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	Public Medical Hub (PMH)
②システムの機能	○母子保健事務の場合 ①雛形の登録 問診票項目、受診券情報、通知文言等のひな形をPublic Medical Hub (PMH) へ登録する。 ②情報登録機能及びPMH-ID採番依頼機能等 本市区町村で管理している個人番号、対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果等をPublic Medical Hub (PMH) に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMH-IDを自動採番する。すでにPMH-IDが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMH-IDを利用する。 ③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub (PMH) 初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub (PMH) に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 健診の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐付くPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH) は、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐付く健診記録・通知をマイナポータルへ提供する。また、マイナポータルへログインして問診票の入力画面から情報を入力することにより、Public Medical Hub (PMH) はPMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐付く問診票情報を登録する。 ④情報連携機能(医療機関用アプリ) ・識別子の格納機能 医療機関用アプリはマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナポータル経由でPublic Medical Hub (PMH) に接続する。医療機関用アプリからのPublic Medical Hub (PMH) 初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub (PMH) に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 医療機関用アプリは、マイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナポータル経由で、Public Medical Hub (PMH) へPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH) は、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐付く問診票情報・受診券情報を医療機関用アプリに提供する。また、医療機関が健診結果の入力画面から情報を入力することにより、Public Medical Hub (PMH) はPMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐付く健診結果を登録する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (健康管理システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー)
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
母子管理関係ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・母子健康手帳の交付に関する事務を適正に行うため。 ・新生児等の訪問指導や健康診査等の情報の正確な把握と適正な管理を行うため。 ・母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を適正に行うため。 ・母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務を適切に行うため。
②実現が期待されるメリット	・対象者を確認し、対象者と個人番号を紐づけることで、行政を効率化して人員や財源を国民サービスに振り向けられることができる。 ・乳幼児健診の対象者であることを確認し、対象者と受けた健診記録を紐づけることで、健診記録の管理・保管等について効率的な事務が可能となる。 ・対象者の健診記録を管理することで、未健診者を迅速に把握できる。 ・番号制度の導入により、情報提供ネットワークを通じて他市町村の乳幼児健診情報を照会することが可能となり、健診記録の完全な管理が可能となる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の70の項 ・番号法第19条第6号 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項、95の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
②所属長の役職名	母子保健担当課長
8. 他の評価実施機関	
—	

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

(別添1) 事務の内容

別紙「母子保健事務の概要 全体図」「母子保健事務(PMH)の概要 全体図」参照

(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
母子管理関係ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	市内在住の妊産婦及び乳幼児	
その必要性	母子保健法による保健指導に関する事務の適正な実施及び、母子の状態・記録を把握することで適切な支援及びサポートを実施するため	
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (電子証明書利用者証明用のシリアル番号、健診結果情報)	
	その妥当性	○識別情報 ・個人番号:対象者を特定するため、本人確認措置を適正に行うために必要 ・その他識別情報:接種を受けた者を正確に特定し、接種記録の管理を適正に行うために必要 ○連絡先等情報 ・4情報:対象者の適正な管理のために必要 ・連絡先:対象者との連絡を行う際に必要 ・その他住民票関係情報:母子の生育環境の把握のために必要 ○実務関係情報 ・健康・医療関係情報:母子の健康状況や生育状況を把握するために必要 ・児童福祉・子育て関係情報:適切な支援やサポートを行うために必要 ○電子証明書利用者証明用のシリアル番号 ・申請者の本人確認のために保有する。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務> ・識別情報(その他識別情報) PMH-ID、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 妊婦健診受診券情報…PMH内で妊婦健診の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 健診結果情報…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 （ 市民文化局戸籍住民サービス課 ） [☐] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市町村地方税情報所管課 ） [☐] 民間事業者 （ 医療機関、支払基金 ） [☐] その他 （ ）
②入手方法	[☐] 紙 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 電子メール [☐] 専用線 [☐] 庁内連携システム [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] その他 （ 医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータル ）
③入手の時期・頻度	・連絡先情報については、庁内連携システムを使用して随時又は本人等から申請を受けた都度入手する。 ・実務関係情報のうち健診結果等については、健診を行った医療機関から月次単位で入手する。その他の情報については、その都度入手する。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務＞ ・PMH-IDの採番処理依頼時に都度、医療保険者等向け中間サーバーから特定個人情報を入手する。 ・本市区町村がPMHに登録した問診票のひな形に対して、住民がマイナポータル等を介して健診前に問診票情報を入力することにより個人情報を入手し、事務・システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。 ・健診時に、従来の紙の問診票に代えて、医療機関のタブレットに搭載された医療機関用アプリを用いて、住民がマイナナンバーカードで認証して同意することにより、医療機関が入力した問診票情報、健診結果を個人情報として入手し、事務・システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。
④入手に係る妥当性	・連絡先情報を庁内連携システムを使用して入手する場合、評価実施機関の他部署で既に入手している情報であり、対象者の申請や他部署で入手している情報の更新の都度必要になるため、随時入手する。 ・連絡先情報を本人等から入手する場合、本人又は本人の代理人等が申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。 ・健診結果等は、健診を実施した医療機関から月次で入手する。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務＞ (PMH-ID採番処理依頼時に入手される特定個人情報) ・外部との情報連携のため、PMH-IDの採番処理依頼時に医療保険者等向け中間サーバーから自動的に入手される。 (その他:個人情報として入手し、事務・システムにおいて個人番号と結び付き特定個人情報となる情報) 入手にあたって、既存事務と同様に問診票の事前入力する事項については、本人又は本人の代理人から情報を入力し、問診票の医師記入欄及び健診結果については、健診を実施する健診会場の医師又は医療機関から入手する必要がある。 ・問診票の事前入力 of オンライン化により、住民の利便性の向上が図られる。マイナポータルではマイナナンバーカードによる認証(本人確認)の後、本人又は本人の代理人の同意に基づいて入力され、入力した情報は、健診を受託する健診会場で確認される。 ・健診会場では、タブレットに搭載された医療機関用アプリを用いた問診票の確認・健診記録のオンライン化により住民及び健診会場での利便性の向上及び、情報の入手期間が短縮されることにより行政事務の効率化が図られる。健診会場での本人確認後、医療機関用アプリを用いて本人又は本人の代理人がマイナナンバーカードで認証して同意することにより、問診票情報を確認して健診及び健診結果の入力を行う。
⑤本人への明示	・他部署から入手する場合: 番号法第9条第2項に基づく条例 ・他機関から入手する場合: 番号法第19条第8号 ・本人から入手する場合: 本人を通じて入手することとし、利用目的を本人に明示する。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務＞ ・本人又は本人の代理人から入手する情報については、利用目的を明示した上で入手している。マイナポータル及び医療機関用アプリでは、本人又は本人の代理人が画面に表示された利用目的を確認して、同意することにより入手する。

⑦使用の主体	使用部署 ※	子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室、各区役所地域支援課、各地区健康福祉ステーション
	使用者数	＜選択肢＞ 1) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・窓口や郵送での書類受理の際に、本人確認のために使用。 ・健診受付等での本人確認に使用。 ・健診受診状況の確認やフォロー状況の把握等に使用。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub(PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub(PMH)が連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub(PMH)に回答する。なお、採番処理時には、Public Medical Hub(PMH)が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金が医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことが可能となる。(当該機能は、R6年度中に実装予定) ・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub(PMH)で共有されることでPublic Medical Hub(PMH)からマイナポータルへの通知、マイナポータルや医療機関用アプリ(マイナポータル経由)からPublic Medical Hub(PMH)の問診票情報、受診券情報、健診結果の取得/閲覧/入力等といった情報連携が可能となる。
	情報の突合 ※	連絡先等の4情報と住民票関係情報を突合し、対象者の確認を行う。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務＞ ・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub(PMH)が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことが可能となる。(当該機能は、R6年度中に実装予定)
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別しうような情報の統計や分析は行わない。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務＞ ・特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	
	⑨使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	健康管理システムの運用・保守	
①委託内容	健康管理システムの運用・保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	市内在住の妊産婦及び乳幼児
	その妥当性	健康管理システムの安定的な稼働のため、専門的な知識を有し、かつ開発元でもある民間業者である
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (サーバ室内におけるシステムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託
委託事項2	申請管理システム運用保守業務委託	
①委託内容	ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、ファイアーウォール等のログ監視・解析、トラブル対応等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	市内在住の妊産婦及び乳幼児
	その妥当性	申請管理システムの安定的な稼働のための専門的な知識及び技術を有し、かつ開発元でもあるため

③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退館管理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバからの直接操作にて）取扱いを行う。
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		株式会社 日立製作所
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託
委託事項3		Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱
①委託内容		Public Medical Hub (PMH) の利用・情報連携業務及び運用保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 ☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	市内在住の妊産婦及び乳幼児
	その妥当性	Public Medical Hub (PMH)は国(デジタル庁)が構築し、希望する市区町村が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMH-IDの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。ただし、PMHに格納された特定個人情報は、自動処理により再委託先に情報連携されるため、国(デジタル庁)は特定個人情報にアクセスすることはない。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（LGWAN又は閉域網回線を用いた提供）
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		国(デジタル庁)
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾
	⑨再委託事項	・Public Medical Hub (PMH)の運用保守 ・PMH-IDの採番及びPMH-IDを介した医療機関用アプリ・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMH-IDを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ 2 ）件 ☐ 移転を行っている（ ）件 ☐ 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	母子保健法による妊娠の届出に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内在住の妊産婦及び乳幼児
⑥提供方法	 ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項
②提供先における用途	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内在住の妊産婦及び乳幼児
⑥提供方法	 ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		＜健康管理システム＞ ①健康管理システムは、入退室管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証（権限のある者のみ登録）を必要とする部屋に設置した施設したラック内にサーバを設置し、保管している。 ②サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ＜システム連携基盤サーバにおける措置＞ ①システム連携基盤サーバはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ①システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ②外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ①セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務＞ Public Medical Hub (PMH) は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国（デジタル庁）や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	
	②保管期間	期間	[5年]
	その妥当性	川崎市の公文書分類表の保存期間に基づく	
③消去方法		＜健康管理システムにおける措置＞ ①保管期間を経過後、健康報管理システムの保守・運用を行う事業者において、特定個人情報 を順次消去する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、健康管理システムに係る保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤の特定個人情報（副本）は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期を取って、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者等が特定個人情報を消去することはない。また、ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務＞ ・本市区町村の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH)を用いて消去することができる。 ・本市区町村の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。	
7. 備考			

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

＜母子保健事務(Public Medical Hub(PMH)を除く)における記録項目＞

市区町村コード 宛名番号 届出番号 最新フラグ 届出年月日 出産予定日 届出時妊娠週数 届出時妊娠月数 届出者氏名 届出者続柄
届出時期(不詳含む) 医師又は助産師の診断又は保健指導の有無 医療機関コード 医療機関名 医師氏名 職業 ハイリスク 妊娠歴 妊
娠回数 出産歴 出産回数 性病に関する健康診断の有無 結核に関する健康診断の有無 届出事由 届出場所 父親宛名番号 父親氏名
多胎の有無 登録日 登録支所 独自施策半角項目 独自施策日付項目 独自施策全角項目 独自施策コード項目 削除フラグ 操作者ID
操作年月日 操作時刻 面接日 喫煙 飲酒 連番 母子健康手帳交付日 母子健康手帳交付番号 母子健康手帳交付番号枝番 母子健康
手帳交付事由 母子健康手帳発行場所 履歴番号 把握日 妊娠期間(週) 妊娠期間(日) 娩出日時 分娩経過 分娩経過特記事項 分娩方
法 分娩所要時間 出血量(区分) 出血量(ml) 輸血(血液製剤を含む)の有無 出産時の児の状態(性別) 出産時の児の状態(出生児
数) 出産時の児の状態(体重) 出産時の児の状態(身長) 出産時の児の状態(頭囲) 出産時の児の状態(胸囲) 特別な所見・処置 受
診日 受診回数 受診区分 医療機関等へ委託 妊娠週数 身長(初回) 健診時体重 妊娠前の体重 収縮期血圧 拡張期血圧 尿糖 尿蛋
白 血液判断 血液型等の検査(ABO血液型) 血液型等の検査(Rh血液型) 血液型等の検査(不規則抗体) B型肝炎抗原検査 C型肝炎
抗体検査 風疹抗体 HIV抗体検査 HTLV-1抗体検査 血算検査(ヘモグロビン(g/dl)) 血算検査(ヘマトクリット(%)) 血算検査(血
小板(万/ μ l)) B群溶血性レンサ球菌(GBS)検査 梅毒血清反応検査 性器クラミジア検査 浮腫 妊娠高血圧症候群 妊娠糖尿病 子宮
頸がん検診 超音波所見コード 超音波所見 総合判定 特記事項 HBS抗原検査事後指導 申請日 受理日 医療機関住所 医療機関方書
助成券種類 受診年月日 支払金額 決定日 承認区分 支給不可理由 助成金額 助成金額(総額) 妊産婦歯科健診受診日 実施方式 訪
問による健診対象 訪問理由 妊産婦区分 判定 歯式右上8 歯式右上7 歯式右上6 歯式右上5 歯式右上4 歯式右上3 歯式右上2 歯
式右上1 歯式左上1 歯式左上2 歯式左上3 歯式左上4 歯式左上5 歯式左上6 歯式左上7 歯式左上8 歯式左上9 歯式左上10 歯式
左下6 歯式左下5 歯式左下4 歯式左下3 歯式左下2 歯式左下1 歯式右下1 歯式右下2 歯式右下3 歯式右下4 歯式右下5 歯式右
下6 歯式右下7 歯式右下8 要治療のむし歯有無(ありの場合)要治療のむし歯本数 歯肉の炎症 精密検査実施日 精密検査実
施機関コード 精密検査実施機関名 精密検査判定 精密検査結果 健診種別 子宮復古状況 悪露 乳房の状態 体重 備考 笑うことが
できたり、物事の面白い面もわかった 物事を楽しみにして待った 物事がうまくいかない時、自分を不必要に責めた はっきりとした理由も
ないのに不安になったり、心配したりした はっきりとした理由もないのに恐怖に襲われた することがたくさんあって大変だった 不幸せな
気分なので、眠りにくかった 悲しくなったり、惨めになったりした 不幸せな気分だったので、泣いていた 自分自身を傷つけるという考え
が浮かんできた EPDS評価点数 今回の妊娠中に、おなかの中の赤ちゃんやあなたの体について、またはお産の時に医師から何か問
題があると言われていますか これまでに流産や死産、出産後1年間に赤ちゃんを亡くされたことがありますか 今までに心理的な、ある
いは精神的な問題で、カウンセラーや精神科医師、または心療内科医師などに相談したことがありますか 夫には何でもうち明けるこ
とができますか お母さんには何でもうち明けることができますか 夫やお母さんの他にも相談できる人がいますか 生活が苦しかったり、
経済的な不安がありますか 子育てをしていく上で、今のお住まいや環境に満足していますか 今回の妊娠中に、家族や親しい方が亡く
なったり、あなたや家族や親しい方が重い病気になったり、事故にあったことがありますか 赤ちゃんが、なぜむずかかったり、泣いたりし
ているのかわからないことがありますか 赤ちゃんを叩きたくなることがありますか 赤ちゃんをいとおしいと感じる 赤ちゃんのためにしな
いといけないことがあるのに、おろおろしてどうしていいかわからない時がある 赤ちゃんのことが腹立たしくいやになる 赤ちゃんに対して
何も特別な気持ちがわかない 赤ちゃんに対して怒りがこみあげる 赤ちゃんの世話をしみながらしている こんな子でなかったらなあ
と思う 赤ちゃんを守ってあげたいと感じる この子がいなかったらなあと思う 赤ちゃんをととても身近に感じる 赤ちゃんへの気持ち評価点数
申請情報 利用サービス 申請情報 委託先事業者 利用日数 利用回数 申請情報 自己負担金額 申請情報 助成額 利用可否 利用不可
理由 申請情報 多胎児加算人数 サービス利用開始日 サービス利用終了日 サービス利用日数 サービス利用時間 利用実績情報 利
用サービス 利用実績情報 委託先事業者 利用実績情報 多胎児加算人数 利用実績情報 自己負担金額 利用実績情報 助成額 出生
順序 高血圧/浮腫 貧血 糖尿病 多胎妊娠 帝王切開術 骨盤位 在胎週数 出生時の特記事項 新生児期の特記事項 出生時体重(g)
出生時身長(cm) 出生時頭囲(cm) 出生時胸囲(cm) カウプ指数 パーセントイル値(身長) パーセントイル値(体重) パーセントイル
値(頭囲) パーセントイル値(胸囲) LFD(体重のみ10%未満の児) SFD(体重も身長もともに10%未満の児) 栄養方法(新生児期) 先
天性代謝異常等検査 出生医療機関コード 出生医療機関名 母親 宛名番号 母親情報 父親 宛名番号 父親情報 保護者 宛名番号 保
護者情報 兄弟・姉妹の情報 初回検査 検査年月日 初回検査 検査医療機関コード 初回検査 検査医療機関名 検査方法(初回検査)
初回検査 検査結果右耳 初回検査 検査結果左耳 検査結果(初回検査) 再検査 検査年月日 再検査 検査医療機関コード 再検査 検
査医療機関名 検査方法(再検査) 再検査 検査結果右耳 再検査 検査結果左耳 検査結果(再検査) 精密検査 検査年月日 精密検査
検査医療機関コード 精密検査 検査医療機関名 検査方法(精密検査) 精密検査 検査結果右耳 精密検査 検査結果左耳 検査結果
(精密検査) 健診名 受付日 健診予定日 受付開始時間 会場コード 会場名 健診受診日 健診受診年度 受診時日齢 被保険者番号 受
診区分(医療機関への委託) 実施区分(再掲) 精神面要治療(再掲) 身体面要治療 身長(cm) 体重(g) 増加量(g/日) 頭囲(cm)
肥満度 栄養法 診察所見-判定 診察所見-身体的発育異常 診察所見-外表奇形 診察所見-姿勢の異常 診察所見-皮膚 診察所見-頭
部 診察所見-顔 診察所見-頸部 診察所見-胸部 診察所見-腹部・腰背部 診察所見-四肢 診察所見-神経学的異常 診察所見-発育性
股関節形成不全リスク因子 診察所見-その他の異常 診察所見-新生児聴覚検査 診察所見-先天性代謝異常等検査の結果説明 診察
所見-便色カード 診察所見-ビタミンK2の投与 診察所見-紹介先 診察所見-診査医名 育児環境等 心配事 心配事-内容 栄養 子育て
支援の必要性の判定 子育て支援の必要性の判定-その他の支援が必要 判定者 記事(要紹介となつた場合の結果等) 実施日 出生時
の状態-在胎週数(週) 出生時の状態-出生時体重(g) 器質的疾患の確認-お乳をよく飲みますか。器質的疾患の確認-元気な声
で泣きますか。器質的疾患の確認-大きな音にピクツと手足を伸ばしたり、泣き出したりすることはありますか。器質的疾患の確認-
お乳を飲む時や泣いた時に唇が紫色になることがありますか。器質的疾患の確認-からだがかたくなにか硬いとか感じたことが
ありますか。器質的疾患の確認-うすい黄色、もしくはうすいクリーム色の便(便色カード1番から3番)が続いていますか。発達-あな
たの顔をじっとみつめることがありますか。発達-裸にすると手足をよく動かしますか。親(主な養育者)や子育ての状況-現在、お子
さんのお母さんは喫煙をしていますか。親(主な養育者)や子育ての状況-お子さんのお母さんの喫煙本数(1日 本) 親(主な養育
者)や子育ての状況-現在、お子さんのお父さん(パートナー)は喫煙をしていますか。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

＜母子保健事務(Public Medical Hub(PMH)を除く)における記録項目＞

親(主な養育者)や子育ての状況－お子さんのお父さん(パートナー)の喫煙本数(1日 本) 親(主な養育者)や子育ての状況－窒息の可能性のある柔らかい寝具等を避け、仰向けに寝かせていますか。親(主な養育者)や子育ての状況－ソファやベッド、抱っこひもなどから転落、もしくは隙間に挟まってしまうよう工夫をしていますか。親(主な養育者)や子育ての状況－あなたはゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか。親(主な養育者)や子育ての状況－赤ちゃんをいとおしいと感じますか。親(主な養育者)や子育ての状況－子育てについて不安や困難を感じることはありませんか。親(主な養育者)や子育ての状況－子育てについて気軽に相談できる人やサポートしてくれる人はいますか。親(主な養育者)や子育ての状況－(きょうだいがいらっしゃる方へ)きょうだいのことで相談したいことはありますか。親(主な養育者)や子育ての状況－お子さんのお母さんとお父さん(パートナー)は、協力し合って家事・育児をしていますか。親(主な養育者)や子育ての状況－お子さんが泣き止まない時などに、どう対処したらよいかわからなくなってしまったことがありますか。親(主な養育者)や子育ての状況－現在の暮らしの経済的状況を総合的にみて、どう感じていますか。親(主な養育者)や子育ての状況－気分が沈んだり、憂うつな気持ちになったりすることがよくありましたか。親(主な養育者)や子育ての状況－物事に対して興味や関心がない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか。親(主な養育者)や子育ての状況－あなたご自身の睡眠で困っていることはありますか。親(主な養育者)や子育ての状況－あなたは、ときどきご自身の時間をもつことはできていますか。予防接種－2か月頃から始まる予防接種の内容についてご存知ですか。健康相談の内容 指導内容 受診時月齢 診察所見-身体的発育状況 診察所見-精神発達 診察所見-けいれん 診察所見-運動機能 診察所見-神経系・感覚器系 診察所見-血液系 診察所見-股関節 診察所見-股関節(開排制限) 診察所見-斜頸 診察所見-循環器系 診察所見-呼吸器系 診察所見-消化器系 診察所見-泌尿生殖器系 診察所見-代謝系 診察所見-先天性の身体的特徴 所見内容 育児環境等-栄養 育児環境等-栄養法 健康・要観察 発達情報-笑 発達情報-追視 発達情報-定頻 産後の指導・ケアは十分だったか(妊娠中)母親の喫煙(妊娠中)母親の喫煙本数(妊娠中)父親(パートナー)の喫煙(妊娠中)父親(パートナー)の喫煙本数(育児中)母親の喫煙(育児中)母親の喫煙本数(育児中)父親(パートナー)の喫煙(育児中)父親(パートナー)の喫煙本数(妊娠中)母親の飲酒 生後1か月時の栄養法 この地域で今後子育てしたいか 協力し合って家事・育児をしているか こどもとゆったりと過ごせる時間があるか 育てにくさを感じているか 育てにくさの解決方法を知っているか 親を後追いすることを知っているか(出来事)しつけのし過ぎ(出来事)感情的に叩いた(出来事)家に残して外出(出来事)長時間食事を与えなかった(出来事)感情的な言葉で怒鳴った(出来事)こどもの口をふさいだ(出来事)こどもを激しく揺さぶった(出来事)いずれも該当しない 乳幼児揺さぶられ症候群を知っているか こども緊急電話相談(#8000)を知っているか かかりつけ医(医師)がいるか 妊娠中に働いていたか 妊娠中に職場から配慮されたか マタニティマークを知っていたか マタニティマークを利用したことがあるか あやすとよく笑うか 見えない方向から声をかけてみると、そちらの方を見ようとするか 視線が合うか ガラガラなどおもちゃを握るか 両手を合わせて遊ぶか お子さんを抱きにくいと感じたことはあるか 散歩をよくしているか 最近の心身の調子 日常の育児の相談相手(夫婦で相談) 日常の育児の相談相手(祖母または祖父) 日常の育児の相談相手(近所の人) 日常の育児の相談相手(友人) 日常の育児の相談相手(かかりつけの医師) 日常の育児の相談相手(保健師や助産師) 日常の育児の相談相手(保育士や幼稚園の先生) 日常の育児の相談相手(電話相談) 日常の育児の相談相手(インターネット) 日常の育児の相談相手(その他) 日常の育児の相談相手(誰もいない) 地域の子育てサークルや子育て支援センターを知っているか 現在の暮らしの経済的状況 食物アレルギーについて気がかりなことがあるか 現在何か心配なことはあるか(こどものこと) 現在何か心配なことはあるか(配偶者／パートナーとの関係) 現在何か心配なことはあるか(父母／義父母との関係) 現在何か心配なことはあるか(育児仲間とのこと) 現在何か心配なことはあるか(その他) 現在何か心配なことはあるか(特に心配事はない) 1歳6か月児健診受診日 1歳6か月児健診受診年度 1歳6か月児健診受診時月齢 診察所見-熱性けいれん 診察所見-視覚 診察所見-聴覚 体重(kg) 育児環境-栄養 育児環境-母乳 育児環境-離乳 目の異常(眼位) 目の異常(視力) 目の異常(その他) 耳の異常(難聴) 耳の異常(その他) 発達情報-人の声のする方に向く 発達情報-おもちゃをつかむ 発達情報-お座り 発達情報-発語(有意語) 発達情報-ひとり歩き 毎日仕上げ磨きをしているか 四種混合(初回3回)は接種済みか 麻しん・風しんは接種済みか 浴室のドアを開けられない工夫をしているか 指さしするのを知っているか 意味のあることばをいくつか話すか まわりの人の身振りや手振りをまねるか 指さして伝えようとするか うしろから名前を呼ぶと振り向くか 哺乳ビンを使っているか 食事や間食(おやつ)の時間 朝起きる時間 夜寝る時間 甘い飲み物(ジュースなど)をよく飲むか これまで事故で病院にかかったことがあるか 1歳6か月児歯科健診受診日 1歳6か月児歯科健診受診時月齢 歯科所見-判定 現在歯数 歯式右上E 歯式右上D 歯式右上C 歯式右上B 歯式右上A 歯式左上A 歯式左上B 歯式左上C 歯式左上D 歯式左上E 歯式左下E 歯式左下D 歯式左下C 歯式左下B 歯式左下A 歯式右下A 歯式右下B 歯式右下C 歯式右下D 歯式右下E 要観察歯数 う歯総数 歯科所見-処置済みのむし歯 歯の汚れ フッ素塗布の有無 歯科所見-未処置のむし歯 喪失歯数 罹患型1 歯科所見-むし歯の状態 歯科所見-歯肉・粘膜 歯科所見-かみ合わせ 軟組織異常の有無 不正咬合 歯の形態・色調 その他異常の有無 その他異常 3歳児健診受診日 3歳児健診受診年度 3歳児健診受診時月齢 尿潜血 発達情報-二語文 眼科所見-両眼 眼科所見-右眼 眼科所見-左眼 眼科所見-眼位異常 眼科所見-判定 眼科所見-要経過観察(か月後) 屈折検査実施の有無 屈折検査判定結果 耳鼻咽喉科所見-聴力右 耳鼻咽喉科所見-聴力左 耳鼻咽喉科所見-判定 耳鼻咽喉科所見-要経過観察(か月後) 遊びに加わりようとするのを知っているか かかりつけ医(歯科医師)がいるか 衣服の着脱をひとりでしたがるか ままごと、ヒーローごっこなど、ごっこ遊びができるか 歯みがきや手洗いをしているか 偏食や小食など食事について心配なことがあるか お子さんはテレビやDVDを1日2時間以上みているか 3歳児歯科健診実施日 3歳児歯科健診時月齢 歯科所見-処置済みのむし歯 罹患型2 5歳児健診受診日 5歳児健診受診年度 5歳児健診受診時月齢 診察所見-運動機能異常 診察所見-感覚器・その他の異常 診察所見-皮膚の異常 診察所見-理解に関する課題 診察所見-情緒・行動 診察所見-こどもの遊び 診察所見-生活習慣 育児環境等-メディア視聴の問題 育児環境等-睡眠に関する問題 育児環境等-事故予防に関する問題 育児環境等-養育環境 育児環境等-健康の社会的決定要因 心配事-内容 子育て支援の必要性の判定-その他の支援が必要 既往歴-3歳児健康診査で異常等を指摘されましたか。既往歴-(前の設問で「はい」と回答した人に対して、)医療機関で精査や治療等を受けましたか。運動発達粗大・微細-片足で5秒以上、立つことができますか。運動発達粗大・微細-ボタンのかけはずしができますか。運動発達粗大・微細-お手本を見て四角が書けますか。目・耳・発音-はっきりした発音で話ができますか(力行・サ行がタ行に置き換わったり、不明瞭な発音がありませんか。)目・耳・発音-目のことで気になる症状はありますか。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

＜母子保健事務(Public Medical Hub(PMH)を除く)における記録項目＞

目・耳・発音―聞き間違いが多いですか。精神・神経発達―しりとりができますか。精神・神経発達―じゃんけんの勝ち負けがわかりますか。精神・神経発達―言葉で自分の要求や気持ちを表し、会話することがうまくできますか。情緒・行動―カッとなったり、かんしゃくをおこしたりする事がよくありますか。情緒・行動―注意しても全く聞かないですか。情緒・行動―長い時間でも、落ち着いてじっとしていることができますか。情緒・行動―すぐに気が散りやすく、注意を集中できないですか。情緒・行動―順番を待つことが出来ますか。情緒・行動―ルールに従って遊ぶことが苦手ですか。情緒・行動―生活や遊びの中で特定の物や動作にこだわりが強いと感じますか。情緒・行動―集団生活では、友達と一緒に遊んだり、行動することができますか。情緒・行動―自分からすすんでよく他人を手伝いますか。(親・先生・こどもたちなど) 情緒・行動―頭がいたい、お腹がいたい、気持ちが悪いなどと、よく訴えますか。情緒・行動―一人でいるのが好きで、一人で遊ぶことが多いですか。生活習慣―友達と協力しあう遊びができますか。(砂で一つの山を作るなど) 生活習慣―外で体を動かす遊びをしますか。生活習慣―朝食を毎日食べますか。生活習慣―ふだん大人を含む家族と一緒に食事を食べますか。生活習慣―保護者が、毎日、仕上げ磨きをしていますか。生活習慣―うんちをひとりですますか。生活習慣―5歳になる前までに受ける予防接種は終了していますか。生活習慣―テレビやスマートフォンなどを長時間見せないようにしていますか。生活習慣―寝る直前にテレビや動画を観ますか。生活習慣―お子さんの睡眠で困っていることがありますか。親(主な養育者)や子育ての状況―あなたは、お子さんに対して、育てにくさを感じていますか。親(主な養育者)や子育ての状況―(前の設問で「いつも感じる」もしくは「時々感じる」と回答した人に対して、)育てにくさを感じた時に、相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか。親(主な養育者)や子育ての状況―子育てにおいて「もう無理」「誰か助けて」と感じたことはありますか。親(主な養育者)や子育ての状況―この地域で、今後も子育てをしていきたいですか。親(主な養育者)や子育ての状況―お子さんが大人同士のけんかや暴力を目撃することはありますか。親(主な養育者)や子育ての状況―しつけのし過ぎがあった 親(主な養育者)や子育ての状況―感情的に叩いた 親(主な養育者)や子育ての状況―乳幼児だけを家に残して外出した 親(主な養育者)や子育ての状況―長時間食事を与えなかった 親(主な養育者)や子育ての状況―感情的な言葉で怒鳴った 親(主な養育者)や子育ての状況―いずれも該当しない 健診受診時年齢・月齢 所見又は今後の処置 精密健康診査依頼 依頼先 依頼内容 把握経路 精密健診実施日 精密健診内容 精密健診時月齢 精密健診実施機関コード 精密健診実施機関名 予定開始時間 事業コード 実施予定日 予定者 訪問種別 日齢・月齢 開始時間 終了時間 実施者 訪問時体重(g) 訪問時身長(cm) 訪問時胸囲(cm) 訪問時頭囲(cm) 体重増加量 健康増進 医療機関等へ委託 健康増進 乳児全戸訪問事業と併せて実施 保健指導 対象者区分 保健指導 健診の事後指導 保健指導 電話相談 健康増進 実施対象者区分 健康増進 栄養・運動等指導内容 出欠区分 同伴者 申請受付年月日 申請区分 申請変更理由 出生時体重 本人ふりがな 本人氏名 本人性別 本人生年月日 本人住所地 郵便番号 本人住所地 住所 本人住所地 方書 本人現在地 郵便番号 本人現在地 住所 本人現在地 方書 扶養義務者ふりがな 扶養義務者氏名 扶養義務者居住地 郵便番号 扶養義務者居住地 住所 扶養義務者居住地 方書 扶養義務者と本人との続柄 扶養義務者電話番号 課税区分 市町村民税所得割額 階層区分 徴収基準月額 加算対象 徴収基準月額(加算考慮) 保険区分 被保険者記号 枝番 保険者番号 保険者名称 公費負担者番号 受給者番号 申請者氏名 申請者居住地 郵便番号 申請者居住地 住所 申請者居住地 方書 申請者と本人との続柄 申請者電話番号 交付年月日 決定年月日 判定結果 指定医療機関コード(病院・診療所) 指定医療機関名(病院・診療所) 指定医療機関コード(薬局) 指定医療機関名(薬局) 有効期間開始日 有効期間終了日 診療予定期間開始日 診療予定期間終了日 請求者 都道府県番号 請求者 点数表 請求者 医療機関コード 療養・食事コード 診療年月 件数 日数(食事回数) 決定点数(食事・生活基準額) 決定金額(食事・生活支給額) 自己負担額 基準診療年月 シーケンス番号 請求年月 診療実日数 レセプト区分 総医療費 医療保険負担額 公費負担額 移送費等 世帯番号 住登外者種別 住登外者状態 異動年月日 異動届出年月日 異動事由 氏名 氏 日本人 氏名 外国人ローマ字 氏名 外国人漢字 氏名 振り仮名(フリガナ) 氏 日本人 振り仮名 氏 日本人 振り仮名 通称 通称 フリガナ 通称 フリガナ確認状況 性別 性別表記 生年月日 元号 生年月日 生年月日 不詳フラグ 生年月日 不詳表記 住所 市区町村コード 住所 町字コード 指定都市 行政区等コード 住所 都道府県 住所 市区郡町村 住所 町字 住所 番地号表記 住所 方書コード 住所 方書 住所 方書 フリガナ 住所 郵便番号 住所 国名コード 住所 国 国外住所 名寄せ元フラグ 名寄せ先宛名番号 統合宛名フラグ 他業務参照不可フラグ 独自施策システム等ID 業務ID 個人番号 住所 医療機関コード(自治体独自) 保険医療機関コード 医療機関名カナ 郵便番号 住所 方書 電話番号 FAX番号 所属医師会 実施事業 会場名(カナ) 会場連絡先 地区区分 地区コード 事業従事者ID 事業従事者氏名 事業従事者カナ氏名 職種 活動区分 地区名 地区名(カナ) 地区担当者 期 回数 全回数 定員 従事者(担当者) 検診種別 利用事業コード 携帯番号 E-mailアドレス E-mailアドレス2 連絡先詳細 利用目的 送付先氏名 登録事由 要配慮者区分 要配慮内容 把握事業 予約番号 西暦年度 予約受付日 予約変更日 実施医療機関コード 実施医療機関名 金額区分 受診金額 金額(市区町村負担) キャンセル待ち 発送日 発行区分 帳票名 対象外理由 登録事業(共通・各事業) 登録者 重要度 件数(タイトル) メモ(フリーテキスト) フォロー事業 フォロー予定情報 フォロー方法 フォロー内容 フォロー予定日 フォロー予定情報 フォロー時間 フォロー予定情報 フォロー会場コード フォロー予定情報 フォロー理由 フォロー状況 フォロー予定情報 フォロー担当者 フォロー結果情報 フォロー方法 フォロー実施日 フォロー結果情報 フォロー時間 フォロー結果情報 フォロー会場コード フォロー結果情報 フォロー結果 フォロー結果情報 フォロー担当者 事業実施報告書番号 出席者数 従事者 実施内容 配布資料 媒体 男性延べ人数 女性延べ人数 性別不明延べ人数 男性実人数 女性実人数 性別不明実人数 妊婦(実人員) 妊婦(延人員) 産婦(実人員) 産婦(延人員) 乳児(実人員) 乳児(延人員) 幼児(実人員) 幼児(延人員) その他(実人員) その他(延人員) 電話相談延人員 妊産婦-実人員 妊産婦-延人員 乳幼児-実人員 乳幼児-延人員 18歳未満-実人員 18歳未満-延人員 18歳以上-実人員 18歳以上-延人員 18歳以上-(再掲) 後期高齢者-実人員 18歳以上-(再掲) 後期高齢者-延人員 妊産婦-栄養指導 妊産婦-栄養指導-(再掲) 病態別栄養指導 妊産婦-運動指導 妊産婦-運動指導-(再掲) 病態別栄養指導 妊産婦-休養指導 妊産婦-喫煙指導 妊産婦-その他 乳幼児-栄養指導 乳幼児-栄養指導-(再掲) 病態別栄養指導 乳幼児-運動指導 乳幼児-運動指導-(再掲) 病態別栄養指導 乳幼児-休養指導 乳幼児-喫煙指導 乳幼児-その他 20歳未満-栄養指導 20歳未満-栄養指導-(再掲) 病態別栄養指導 20歳未満-運動指導 20歳未満-運動指導-(再掲) 病態別栄養指導 20歳未満-休養指導 20歳未満-喫煙指導 20歳未満-その他 20歳以上-栄養指導 20歳以上-栄養指導-(再掲) 病態別栄養指導 20歳以上-運動指導 20歳以上-運動指導-(再掲) 病態別栄養指導 20歳以上-休養指導 20歳以上-喫煙指導 20歳以上-その他 一般 歯周疾患 ロコモティブシンドローム 慢性閉塞性肺疾患 病態別 薬

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

＜母子保健事務(Public Medical Hub(PMH)を除く)における記録項目＞

重点健康相談-高血圧 重点健康相談-脂質異常症 重点健康相談-糖尿病 重点健康相談-歯周疾患 重点健康相談-骨粗鬆症 重点健康相談-女性の健康 重点健康相談-病態別 コメント 反省点 事業目的 作成者 作成年月日 作成時間 掲載期限 伝言内容 伝言宛先
ファイル名 フォルダ構成 未受診把握日 未受診事業 未受診理由 勧奨日 勧奨方法 勧奨結果

＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加の記録項目＞

(1)対象者情報

個人番号 PMH-ID PMH仮名識別子 基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別) 自治体コード 連携ファイル名 連携日時 連携処理
ステータス/エラー内容 制御フラグ(リカバリー/不開示/閲覧停止) 変更区分 削除の異動日 その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID、
自治体に妊婦として登録された日)

(2)機関・ユーザー情報

機関マスタID 機関ユーザーID メールアドレス ユーザー氏名 ユーザー区分 ユーザー権限ID 個人番号閲覧可能フラグ ユーザー削除フ
ラグ

(3)乳幼児健診情報

健診管理ID 問診票項目ID 問診票回答ID 問診票回答内容 問診票回答ステータス 健診ID 健診結果ID 実施日 医療機関コード 会場
コード 請求額 健診担当者 更新日 記録削除フラグ

(4)妊婦健診情報

受診券ID 妊娠管理ID 妊婦健診ID 交付日 請求額 組み合わせ番号 強制失効日 勧奨情報(ルールID、勧奨日) 妊娠ID 妊娠届出
日 実施日 医療機関コード 会場コード 健診担当者 更新日 記録削除フラグ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

母子管理関係ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・窓口や郵送における申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申請内容等と健康管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。 ＜住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置＞ マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務＞ ・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub (PMH) が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことで対象者以外の情報の入手を防止する。(当該機能は、R6年度中に実装予定) ・医療機関の受付窓口で本人確認の後、医療機関用アプリでマイナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連携され、医療機関用アプリでの入力、診察室内で更に本人確認を行うことで本人の情報のみがPublic Medical Hub (PMH)へ連携される。 ・本人が、マイナポータルへログインし、問診票情報を入力する際には、マイナンバーカードを利用した認証により、本人以外からの情報の入力を防止する。 ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)に連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・母子保健業務に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・申請書類については、必要な情報以外を誤って記載することがないように、記入例等を工夫する。 ＜住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置＞ 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置＞ ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMH-IDと個人番号)のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・医療機関から医療機関用アプリを介して入力される際は、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが連携されるようシステムの的に制御している。 ・本人が、マイナポータルへログインし、問診票情報を入力する際には、定められたデータ項目のみが入力されるようシステムの的に制御している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・申請書類等本人等を通じて入手する場合は、説明書等を用いて利用目的を本人に明示する。 ・健康管理システムを利用する職員を限定し、個人ごとのにユーザID及びパスワードによる認証を行い、認証後は、利用者権限を設定することにより、入手可能な情報に制限をかける。また、母子保健業務に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・アクセスログを取得し、定期的に確認を行う。 ＜住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置＞ ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目 (PMH-IDと個人番号)のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・Public Medical Hub (PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。 ＜住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証 (有効性確認、改ざん検知等) を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置＞ ・Public Medical Hub (PMH) が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 ・既存住基システムから入手した個人番号の照合により、真正性の確認を行う。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置＞ ・Public Medical Hub (PMH) が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。	

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・氏名・住所・生年月日等の個人番号以外の情報を複合的にチェックする。 ・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等の確認作業を行う。 ・入力した原本(申請書類等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックを行う。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた申請書類等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し、保管する。 ＜住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置＞ ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。 また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置＞ ・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub (PMH) が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことで正確性を担保する。(当該機能は、R6年度中に実装予定) ※チェック機能は補助的な機能であり、機能実装までの間においても既に既存事務において、個人番号及び基本情報の正確性は、住基システムとの連携等により担保されている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・申請書類等は、対象者又は当該者同一の世帯に属する者から受理することを原則とし、それ以外の代理人については、書面により対象者から委任を受けたことを確認できる者であり、かつ代理人の本人確認を行う。 ・特定個人情報が記載された申請書類等は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ＜住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置＞ ・Public Medical Hub (PMH)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーは、暗号化された閉域網で接続される。 ・医療機関や住民からPublic Medical Hub (PMH) への連携は、直接接続ではなく、マイナポータルAPI経由の接続のみが認められ、通信内容は、情報漏洩を防止するために暗号化される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・健康管理システムは母子保健事業を行う上で必要な情報のみを保持しており、必要のない情報は記録できないため、紐付けが行われることはない。 ・情報管理責任者により、利用する職員ごとに業務単位で利用者権限を設定することで、アクセスできる情報を制限している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置＞ ・Public Medical Hub (PMH)にアクセスする本市区町村の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関用アプリや住民からマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	健康管理システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行う。 ＜住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置＞ ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置＞ 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub (PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub (PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub (PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。	

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限の発効・失効の管理は、所管課からの報告により実施する。 ・アクセス権限の発効、失効についての記録を残す。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新する。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置> ・Public Medical Hub (PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。 ・人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・適切なアクセス権限が付与されるよう、利用する職員ごとに業務単位で利用者権限を設定する。 ・操作ログを取得・保管し、不正な利用を分析するため、定期的に確認を行う。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置> ・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。 ・パスワードの有効期限を設定する。 ・管理者が定期的に管理表を確認し、必要に応じて見直しを行う。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・健康管理システムへのログイン記録、操作記録、特定個人情報を取り扱った記録（操作日、操作時間、取扱者）等のログ情報を残し、不正な操作がないことについて定期的に確認を行う。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置> ・システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・操作ログを取得し、定期的に確認を行う。 ・利用する職員への研修等において、事務外利用の禁止等について指導する。 ＜住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前の責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置＞ ・特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。本市区町村は、当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・利用権限を業務単位ごとに設定することで、アクセスできる情報を制限する。 ・操作端末へのファイルのダウンロードはできない仕組みとなっている。 ＜住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置＞ ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるよう系統的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置＞ ・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルをPublic Medical Hub (PMH)へ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・本市区町村の既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LGWAN又はその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認	①委託先の選定要件として、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、ISO9000等の認証の取得及びプライバシーマークの認定等を考慮して選定する。 ②業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 (ア)『川崎市情報セキュリティ基準』等の遵守 (イ) 機密保持 (ウ) 再委託の禁止又は制限 (エ) 指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 (オ) 情報の複写及び複製の禁止 (カ) 情報の帰属 (キ) 情報資産の授受・搬送・保管・廃棄等 (ク) 本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 (ケ) 事故発生時における報告義務 (コ) 事故時等の公表 (サ) 情報セキュリティの確保に必要な管理事項 ③委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・作業者を限定するため、委託作業者の名簿を事前に提出させる。 ・操作ログを取得、定期的に確認することで、不正な使用がないことを確認する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残していない] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・アクセスログを取得し、ログイン記録を残す。 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他社への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、当市職員が現地調査を行うことも可能とする。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・情報を提供する場合は、日付及び件数等を記載した受渡票等の書類により行い、管理する。

特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	委託契約書にて、以下の措置について規定し、必要に応じて現地調査を行う。 ・情報の複写及び複製を行わないこと ・業務終了後、速やかに本市に情報を返却、又は本市の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。 ・返却又は廃棄する際は、受渡票等の書類により行うこと	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	・業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 (ア)『川崎市情報セキュリティ基準』等の遵守 (イ) 機密保持 (ウ) 再委託の禁止又は制限 (エ) 指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 (オ) 情報の複写及び複製の禁止 (カ) 情報の帰属 (キ) 情報資産の授受・搬送・保管・廃棄等 (ク) 本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 (ケ) 事故発生時における報告義務 (コ) 事故時等の公表 (サ) 情報セキュリティの確保に必要な管理事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を実施することとしている。	
その他の措置の内容		・特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行っている。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行っている。			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法第9条第2項及び第19条第11号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 ・同一機関内における移転の際は、提供先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを提供することとしている。 ・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・業務所管課によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 ・操作ログを記録し、誰がいつどの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録管理している。 ・システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・担当職員への特定個人情報保護についての周知徹底を行う。 ・特定個人情報の提供・移転時には、複数の担当者による等、内容の確認を行う。 ・閲覧、データ提供については、許可書、依頼書等で管理している。庁内連携システム等によるデータ提供は、システム上、許可された提供先のみ提供されるよう制限している。 ・システム連携基盤では、あらかじめ設定された提供・移転先のみが連携可能となっており、また、すべての情報を連携することができない仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(＊1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(＊2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(＊3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (＊1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (＊2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (＊3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤は、照会対象者に付番された個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける指直＞

①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容

＜システム連携基盤における措置＞

①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報漏えい、紛失するリスクを軽減している。

②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(*)。

②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。

④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(*) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。

そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

＜中間サーバーの運用における措置＞

①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

リスクへの対策は十分か

「 十分である 」

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

3) 課題が残されている

2) 十分である

リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①慎重な対応が求められる情報（DV被害者など）については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人（団体内統合宛名番号など）または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能（*）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （*）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	
	リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信及び特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されているため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(*)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (*)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(*)による、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (*)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜システム連携基盤における措置＞

①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

②システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。

③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

＜中間サーバーの運用における措置＞

①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<健康管理システムにおける措置> ①健康管理システムは、入退室管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(権限のある者のみ登録)を必要とする部屋に設置した施錠したラック内にサーバを設置し、保管している。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ①LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ②外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置> Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

⑥技術的対策	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	<健康管理システムにおける措置> ①健康管理システムでは、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②健康管理システムのサーバには、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③健康管理システムで利用する端末には、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤では、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ①LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ②サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置> Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理する。

	・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国（デジタル庁）や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・本市区町村の端末とPublic Medical Hub（PMH）との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・本市区町村の端末とPublic Medical Hub（PMH）との通信はLWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。
--	---

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	・別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
再発防止策の内容	・別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者と同じ方法で、法令に定める期間保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・基本4情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により随時更新される。 ・本人の申請等により、変更等が生じた場合はその都度データを更新している。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置> ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管期間を経過後、健康管理システムの保守・運用を行う事業者において、特定個人情報を順次消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、健康管理システムに係る保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・帳票については、本市の規定に基づき、保管・管理を適切に行い、廃棄時にはシュレッダー等による裁断又は焼却処理を行う。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	・1年に1回、チェックシート等により自己点検を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	 <外部監査> ・情報統括監理者(CIO)の責任において情報セキュリティ監査人(専門的技術を持った法人)に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を実施する。 ・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・母子保健事業に関わる職員に対し、情報セキュリティに関する知識及び向上を図るため、定期的にセキュリティ研修等を実施する。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。	

3. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置＞

情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	・こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2450 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける
特記事項	
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 閲覧は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は、実費を負担。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	母子管理関係ファイル
公表場所	川崎市ホームページ(https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000152460.html)
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2450
②対応方法	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、川崎市ホームページ及び事務所管課において全項目評価書を公開し、ファクス、郵送、持参、専用フォームにて意見を受付予定。
②実施日・期間	令和6年10月9日から11月8日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	評価書への反映事項はなし
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年11月28日
②方法	川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)において第三者点検を実施。
③結果	川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)から、次のとおり結果通知あり。 母子保健法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付等に関する事務に係る特定個人情報保護評価に関し、提出を受けた特定個人情報保護評価書を適合性及び妥当性の観点から点検したところ、特定個人情報保護評価指針及び川崎市情報セキュリティ基準にのっとり、特定個人情報ファイルの適正な取扱い及び必要な保護措置がとられているものと考えます。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

[illegible]